

序章 島田市環境報告書の概要

1 環境報告書の目的と役割

本市では、「島田市環境基本計画」や「島田市地球温暖化対策実行計画」等の計画に基づき、様々な環境に関する施策を実施しています。これらの施策の実施状況について、島田市環境基本条例第8条に基づき、年次報告書である「島田市環境報告書」を作成し、公表しています。

「島田市環境報告書（平成26年度版）」は、平成25年度における各種の環境施策の実施状況や環境測定の結果による市内の環境の現状等について取りまとめ、市民の皆様へ報告するものであるとともに、環境基本計画や地球温暖化対策実行計画の進捗状況を把握し、検証するための資料となるものです。

2 島田市の環境行政

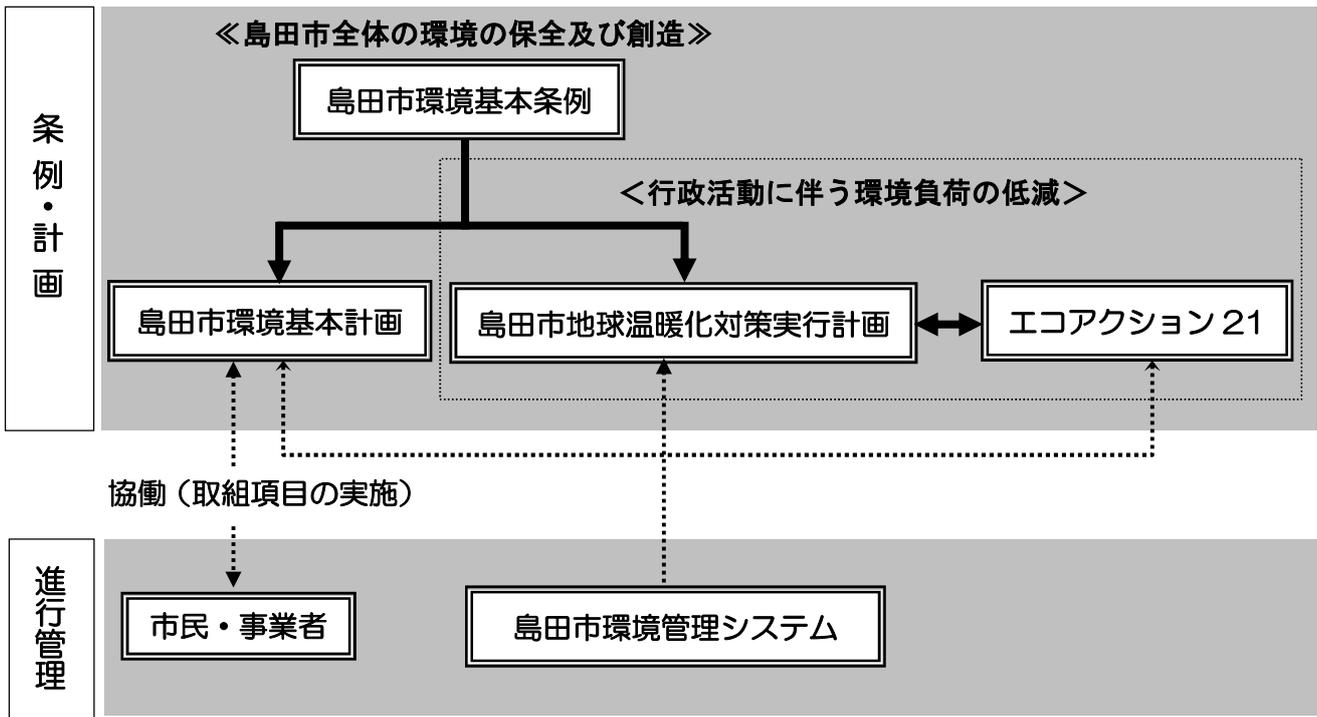
2-1 環境行政の枠組み

本市の環境行政は、島田市環境基本条例に基づき、市全体の環境の保全及び創造に向けた基本的な姿勢及び取組を定めた「島田市環境基本計画」と、行政としての率先的な実行計画である「島田市地球温暖化対策実行計画」を2本の柱として、各種の環境施策を推進しています。

また、地球温暖化対策実行計画と相互に補完し合い、より効果的・効率的に地球温暖化防止対策を推進するために、環境マネジメントシステムである「エコアクション21」を認証・取得し、運用しています。

そして、環境基本計画、地球温暖化対策実行計画及びエコアクション21の着実な推進と円滑な運用を図るため、「島田市環境管理システム」により進行管理を行っています。

環境行政の枠組み（イメージ）



2-2 島田市環境基本計画

今日の地球温暖化に代表される地球環境問題は、日々その深刻さや複雑さを増してきています。加害者と被害者とがはっきりと目に見え、その問題範囲も限定されていた公害問題と違い、現在の環境問題は「大量生産・大量消費・大量廃棄」という我々自身の生活のあり方に起因する、いわば私たち自身が加害者であり被害者でもある問題となっています。

これらの問題を乗り越え、私たちの社会システムを持続可能なものに転換していくためには“Think globally, Act locally（地球規模で考え、地域で行動する）”の言葉どおり、私たち一人ひとりが地球全体のことを考えながら、地域から価値観や思考・生活スタイルを転換するための地道な取組を自発的に行っていかなければなりません。

このような状況を踏まえ、本市では、平成13年3月に「島田市環境基本条例」を定め、平成15年3月に「島田市環境基本計画」を策定しました。また、計画期間の中間年にあたる平成20年度には、計画の進捗状況を把握・評価することにより、計画の取組項目や指標等を見直す「中間見直し」を実施し、環境基本計画第3章の一部改訂を行いました。

その後、計画期間が満了を迎える平成24年度末には、社会動向の変化や新たな課題に対応し、本市の良好な環境を将来の世代に引き継いでいくため、新たな「第2次島田市環境基本計画」を策定しました。計画の概要は下記のとおりです。

平成25年度からは、同計画に基づき、様々な環境施策や環境に配慮した取組を推進しています。

第2次島田市環境基本計画の概要

(1) 計画の期間

計画の期間は、平成25年度から平成34年度までの10年間とします。

なお、社会経済及び環境の状況の変化や、計画の進捗状況並びに他の計画等との整合を図るため、平成30年度に中間見直しを実施します。

(2) 計画の対象とする環境の範囲

計画の対象とする環境分野は、自然環境、生活環境、資源循環、地球環境、環境教育・環境保全活動とします。

(3) 計画の対象地域

計画の対象地域は、本市全域とします。

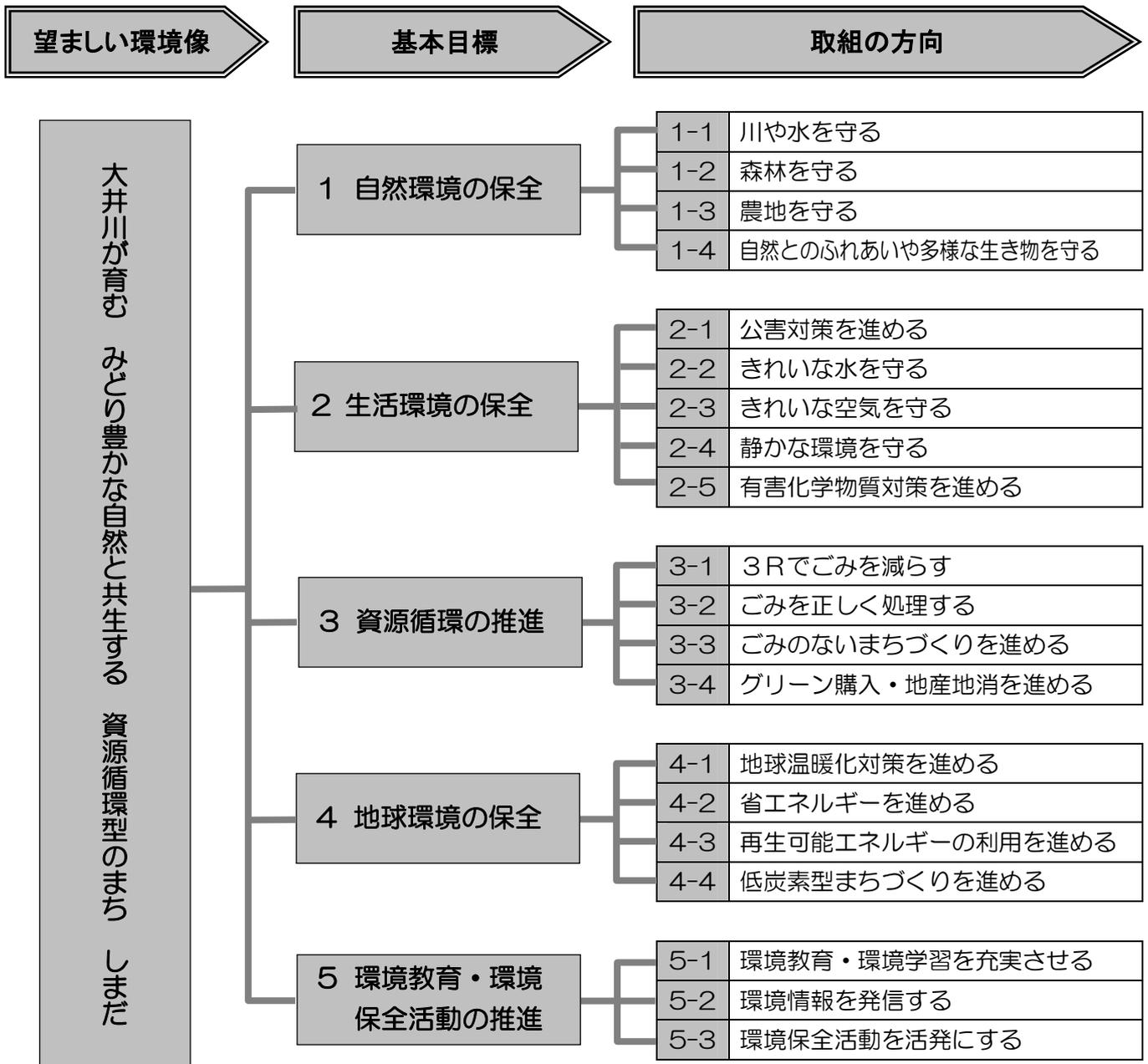
ただし、地球温暖化や水資源などの課題については、必要に応じて広域的に対応します。

(4) 計画の推進主体

計画を推進する主体は、市・市民・事業者とします。

各主体は、島田市環境基本条例に規定されている責務を果たすとともに、互いに連携し、一体となって計画の目標の達成に向けて協力していくことが必要です。

第2次島田市環境基本計画の体系



※第2次島田市環境基本計画の本編は、島田市ホームページや情報公開コーナー（島田市役所、金谷南支所、金谷北支所、川根支所）をご覧ください。

2-3 島田市地球温暖化対策実行計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）第20条の3では、地方公共団体の事務及び事業に関して、温室効果ガス排出の削減のための実行計画の策定・公表が義務づけられています。

本市では、平成16年3月に「島田市地球温暖化防止実行計画」（計画期間：平成16年度～22年度）を策定し、地球温暖化対策を推進してきました。また、市町村合併に伴い、平成19年2月に全体目標などの中間見直しを行いました。

そして、計画期間が満了を迎える平成22年度末には、地球温暖化対策を強化し、率先して温室効果ガスの排出量削減に向けた取組を推進していくための次期計画として、新たな全体目標を設定した「島田市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

平成23年度からは、同計画に基づき、市の全ての事務・事業において、環境負荷低減のための取組を進めています。

全体目標：温室効果ガス排出量を、平成21年度を基準として平成27年度までに5%削減する



取組方針	取組目標	目標値 (平成27年度)
①施設におけるエネルギーの有効利用	◎電力の使用量（※1）	5%削減
	◎A重油の使用量	5%削減
	◎灯油の使用量	5%削減
	◎LPガスの使用量	5%削減
	◎都市ガスの使用量（※2）	—
②自動車におけるエネルギーの有効利用	◎ガソリンの使用量	5%削減
	◎軽油の使用量	5%削減
③水の有効利用と健全な水循環の形成	○水の使用量	5%削減
④事務用品の購入・使用における環境配慮	○用紙の使用量（A4版換算）	12%削減
	○グリーン購入率	100%
⑤廃棄物の減量化・リサイクルの推進	○可燃ごみ排出量	10%削減
⑥化学物質等の適正管理	◎代替フロン封入機器廃棄時の適正回収率	100%
	○特定フロン封入機器廃棄時の適正回収率	100%
⑦公共工事に伴う環境負荷の低減	○建設廃材の再資源化率	95%

※：表中の「◎」は、温室効果ガス排出量の削減に直接関わる項目

※1：電力使用量は、電力事業者等より購入している電力量

※2：「都市ガス」は、二酸化炭素排出係数が小さく、燃料転換の受け皿となるため、削減目標は設定していない。

2-4 エコアクション21

エコアクション21とは、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、公表する」ための方法として、環境省が策定した環境マネジメントシステムで、中小企業、学校、公共機関などの幅広い事業者を対象としています。

エコアクション21では、PDCAサイクルを基本としており、取組の不足している点や見直しが必要な箇所を的確に把握し、「継続的改善」を図っていくことを目的としています。エコアクション21は、環境への取組の推進だけでなく、光熱水費などの経費の削減なども可能となっています。

本市では、事業者としての温室効果ガス排出量の削減を含む環境配慮活動について、前記のとおり「島田市地球温暖化対策実行計画」（以下「実行計画」という。）を策定しています。実行計画で定めている温室効果ガス排出量の削減をさらに促進するため、平成21年1月に島田庁舎・第二庁舎・第三庁舎を範囲として、エコアクション21を認証取得しました。

その後も、中間審査、更新審査に併せて、段階的に認証・登録範囲を拡大し、平成24年度には対象となる全ての施設について認証・登録を取得しました。

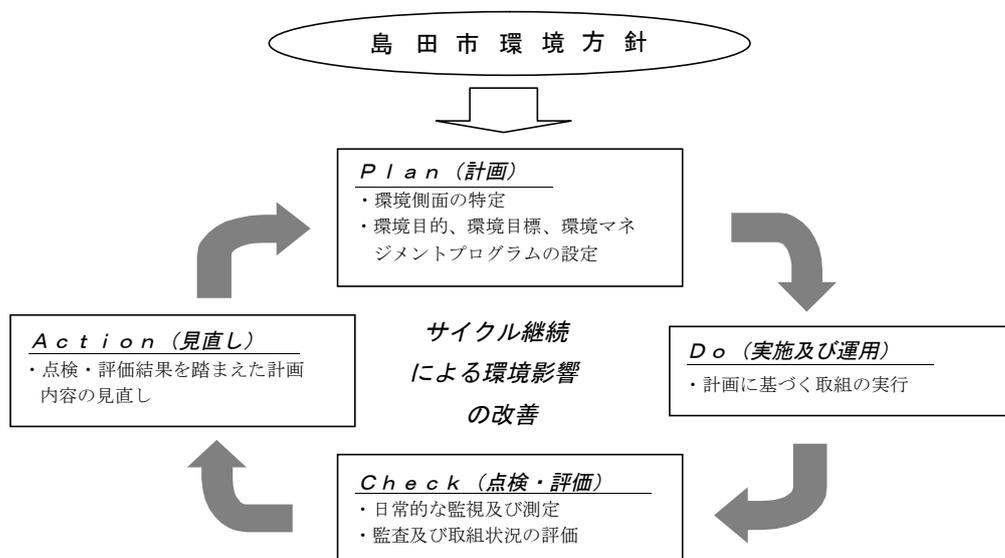
また、本市では、事業所を対象にエコアクション21認証取得セミナーを開催しています。市内事業所においても、様々な業種の事業所が認証取得しており、平成25年度末時点で、67事業所が認証取得しています。

2-5 島田市環境管理システム

本市では、下記に示した「島田市環境方針」（環境保全に対する組織の基本的な姿勢）に基づき、環境管理システムを構築しています。

環境管理システムとは、Plan（計画）→Do（実施及び運用）→Check（点検・評価）→Action（見直し）というサイクルに沿って取組を実践することにより、事業活動に伴う環境影響を継続的に改善していくものです。

前記の環境基本計画、地球温暖化対策実行計画及びエコアクション21の円滑かつ効果的な進行管理を行うために、「島田市環境管理システム」を運用しています。



島田市環境方針

<基本理念>

島田市は、環境基本条例の基本理念に基づき、全職員が一丸となって全ての行政活動において、地域環境と地球環境の保全と創造のため、率先してその役割を担っていきます。

- ・すべての市民は、人類の存続の基盤である限りある環境が将来にわたって適切に維持され、人と自然とが共生できるような多様な自然環境を、体系的に保全及び創造しなければならない。
- ・すべての市民は、地球環境の保全が自らの課題であることを認識し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目的とした取組を、自主的かつ積極的に行わなければならない。

～「島田市環境基本条例 第3条（基本理念）」より～

<環境方針>

- 1 市民、事業者、行政の協働のもと、島田市環境基本計画に基づいて環境の保全及び創造に配慮した施策と事務事業における取組を推進します。
- 2 重点的に省資源、省エネルギー、廃棄物の減量とリサイクル、環境に配慮した物品の購入に取り組み、地球温暖化対策を推進します。
- 3 これらの取組については、具体的な目標と目標達成期間を定め、定期的に見直すとともに、継続的な改善活動を行います。
- 4 そのため、全職員が参画し環境経営のための組織運営体制を構築し、各自の役割と責任の所在を明確化し、自主的な活動を行います。
- 5 環境関連法令を遵守し環境汚染の予防に努めます。
- 6 環境方針及び環境経営システムに基づく活動の結果については全職員に周知するとともに、広く市民へも公表し、情報の公開と交流に努めます。

平成 25 年 5 月 29 日

島田市長

染谷 絹代

第1章 環境施策の実施状況

本章では、市民・事業者・市のそれぞれの主体が実施した環境に関する各種の施策について、各主体の報告を紹介するものです。

1 しまだエコ活動

1-1 環境保全活動登録制度（しまだエコ活動）

①概要

第2次島田市環境基本計画の推進に資すると期待される環境保全活動を「しまだエコ活動」として登録することによって支援し、市民（市民団体、NPO）・事業者による環境保全活動の活性化を図ります。

②定義

「しまだエコ活動」とは、以下の（1）及び（2）にあてはまる環境保全活動とします。

（1）市民及び事業者が市内で行う環境保全活動。

（2）第2次島田市環境基本計画に規定する市の施策、市民の取組、事業者の取組に関する環境保全活動。

1-2 しまだエコ活動レポート

平成25年度に登録及び報告された「しまだエコ活動」を以下のとおり紹介します。なお、各活動の登録内容や連絡先を市ホームページに掲載しています。

島田市の循環型社会を考える会

◎活動名 島田市の循環型社会を考える会

●登録した活動内容

- 1 小学校対象の環境教育プログラムの企画・立案・実践
- 2 小学校への出前事業
- 3 市民を対象としたリサイクルに関する講習会、勉強会、ワークショップ
- 4 活動報告
- 5 機関誌（ニュースレター）の発行

●活動実績

- 1 小学生の保護者を対象とした環境に関するアンケート調査

平成24年12月、小学校児童の保護者の方々を対象に『ごみの分別とリサイクルに関する意識調査』を実施しました。この調査は、静岡銀行の助成を受け、調査対象である保護者の方々のほか、島田市教育委員会、川根小学校、伊太小学校、第四小学校および初倉小学校の協力を得て実施しました。

調査は無記名の留め置き法とし、小学校全体での配票数は309件、回収数は280件、回収率は90.6%でした。



アンケート調査報告会の様子

主な調査項目は、ごみの分別、生ごみの再資源化、生ごみ堆肥の利用、日常の環境配慮行動などに関する意識と行動実態及びフェイスシート（被調査者の性・年齢・職業などを調べるための調査票）としました。

家庭から排出される生ごみについて、「燃えるごみとして処理すればよい」とする志向と「リサイクルしたほうがよい」とする志向に大別したところ、「リサイクルしたほうがよい」とする志向態度は、日常のごみの分別や環境配慮行動に対する意識が高く、その行動は態度との一貫性が高いことが明らかにされました。

調査報告会は2回開催しました。

第1回	第1次集計報告(概要)	平成25年2月23日(土)	会場：プラザ おおるり
第2回	本報告	平成26年2月23日(日)	会場：プラザ おおるり

2 小学生を対象とした環境教育と市民を対象とした環境セミナー

平成25年度における島田市の循環型社会を考える会の主な活動は、小学生を対象とした環境教育と市民を対象とした環境セミナーです。本会の活動は、島田市まちづくり支援事業交付金の助成により実施しました。

(1) 環境教育

環境教育は、しまだ楽習センターと市内の畑を活動場所とし、「ユニバーサル・デザインを考える」「緑のカーテンをつくる」「島田市の遺産マップをつくる」「ダイコンの種まきと堆肥づくり」「菜の花の種まきと土の不思議なお話」「宇宙の不思議なお話」を主題目として、5回の活動を行いました。

(2) 環境セミナー

環境セミナーは、しまだ楽習センターと島田市民総合施設プラザおおるりを活動場所とし、「環境まちづくりのあり方を考える」「本会の活動報告」及び「アンケート調査結果報告」を主題目として、2回の活動を実施しました。

これらの活動のほか、活動の計画・運営などに関する本会メンバーによる打ち合わせ、活動案内文の作成と市民への周知、小学校への活動案内などを行いました。



環境教育活動の様子

NPO法人 しまだ環境ひろば

◎活動名 ①竹林の保全・管理

●登録した活動内容

- 1 放置竹林の伐採
- 2 下草刈り
- 3 竹の子栽培

- 4 植樹
- 5 管理道の整備
- 6 竹チップの堆肥化

●活動実績

島田市には、北部山裾を中心に放置竹林が拡大していますが、竹の成長は早く、放置すると茶畑や雑木林へ侵入して枯木化させるだけでなく、地すべりの原因ともなっています。しまだ環境ひろばでは、現在、伊太八幡宮西竹林と伊太八倉町公会堂横の竹林を整備して、伐採・下草刈り・竹の子栽培・植樹・管理道の整備・竹チップの堆肥化などの作業を会員で分担し、保全活動を継続実施しています。竹や雑草の成長は早いので、常時手を入れ、今後共継続管理をし、将来は子供たちの自然環境体験の場としたいと思っています。平成 25 年度は孟宗竹の皆伐、雑木や果樹の植樹、植樹した樹木の養生作業（施肥・剪定）、法面へのアジサイの植樹、管理道の修復作業を実施しました。会員の出勤人数は、2か所で延べ約 100 人区余になりました。



植樹の様子



管理道の修復作業



管理道の修復作業



法面へのあじさいの植樹

◎活動名 ②梅林の保全・管理

●活動場所 伊太玉雲寺周辺の梅林

●登録した活動内容

- 1 放置梅林の整備（篠竹の伐採、下草刈り、枝・幹の剪定）
- 2 一般市民への農業体験の場の提供（実の刈り取り）
- 3 伝統食品（梅干、梅酒、梅ジュース等）の奨励、地産地消の推進

●活動実績

島田市の伊太地区は、毎年2月に「梅まつり」を開催するなど、梅の産地（里）で名前が知られるようになってきましたが、荒廃した梅林も散見されます。そこで、しまだ環境ひろばでは、伊太観音様横

の放置梅林を地主の了解の下で整備し、収穫時期には、一般市民に農業体験の場（実の刈り取り）の提供と、伝統食品（梅干、梅酒、梅ジュース等）を奨励し、地産地消に貢献しています。

平成 25 年度は、荒廃した梅林の篠竹を皆伐し、下草刈りを行いました。また、梅の剪定技術講習会に参加し、技術を習得して剪定作業を行いました。



篠竹の皆伐・下草刈り作業



剪定された梅林の様子

◎活動名 ③御仮屋市民農園の開設と維持管理

●活動場所 御仮屋市民農園

●登録した活動内容

- 1 耕作放棄地の再生利用
- 2 市民に対する農業体験の場の提供
- 3 地産地消への貢献

●活動実績

しまだ環境ひろばでは、静岡県志太榛原農林事務所と島田市農林課の支援の下で「御仮屋市民農園」を開設し、市民に農業体験の場を提供しています。この活動は、耕作放棄地の活用、地産地消、安心・安全な野菜づくり、市民へ農業体験の場の提供を目的としています。平成 24 年度に広さ約 600 坪（約 1,980 m²）の耕作放棄地から 41 区画（1 区画約 6.1 坪）を造成し、以降農園の維持管理を行っています。平成 25 年度は野菜栽培講習会、土壌改良材の追加投入、農園参加者の募集活動等を行いました。



御仮屋市民農園の様子



野菜講習会の様子



追加投入した土壤改良材

◎活動名 ④菜の花栽培による循環型社会構築の推進

●活動場所 IBCOOP島田店（中溝町）前のコミュニティ農園

●登録した活動内容

- 1 保育園児との共同による苗の移植
- 2 菜種の収穫・搾油
- 3 保育園への菜種油の寄贈・菜の花の学習
- 4 廃油の回収

●活動実績

しまだ環境ひろばでは、菜の花を素材として、「菜の花プロジェクト」を展開しています。菜の花プロジェクトは、滋賀県の「NPO 法人 菜の花プロジェクトネットワーク」が活動を始めた運動で、菜の花は、“育てて、見て、使って楽しんで、最後はごみ収集車の燃料に使う”という循環型社会の構築に適した素材ですので、環境教育の教材として有効活用しています。

- 1 平成24年秋に、「くりのみ保育園」の園児たちと保育士さんの20人が植えてくれた菜の花の苗が元気良く育ち、春にはまっ黄色の花が一面に咲きました。



菜の花の苗を植える様子



1か月後の苗

- 2 平成 25 年6月には菜種を刈取り、7月に収穫して、8月に菜種油を搾油し、瓶詰めにしました。
- 3 平成 25 年9月 13 日（金）くりのみ保育園で 27 人の園児に対し「菜種油の寄贈と菜の花の一生の話」を行いました。園児たちはとれたての菜種油で揚げたサツマイモのから揚げをおいしく頂き、菜の花は、「育てて、見て、使って楽しんで、最後はごみ収集車の燃料になる」ことを、プロジェクターで映し出した画像を見ながら勉強しました。



満開の菜の花と遊びにきた近隣保育園の園児



搾油後、瓶詰めされた菜種油植



菜種油を保育園へ寄贈



菜種油で揚げたサツマイモ

◎活動名 ⑤休耕田を利用した「コミュニティ農園」で地産地消

●活動場所 IBCOOP島田店（中溝町）前のコミュニティ農園

●登録した活動内容

- 1 市民に対して農業体験の場を提供（2坪×20区画）
- 2 共同畑280坪（約930㎡）での栽培作業（夏～秋：大豆、秋～夏：菜の花）
- 3 収穫した枝豆を市内イベントで原価斡旋
- 4 収穫した大豆を手作り味噌体験会で利用
- 5 収穫した菜の花から菜種油の搾油（料理教室で利用）

●活動実績

しまだ環境ひろばでは、旧 COOP 島田店前の休耕田約 350 坪（約 1,160 ㎡）を市民農園に再生し、市民の環境意識の醸成と向上、野菜などの地産地消、安心・安全な野菜づくりを目的として、市民に農業体験の場を提供しています。共同区域と個人区域に区分けし、月に 1 回共同区域の農作業に従事することを条件に無償で市民に提供し、平成 26 年 3 月現在、農園参加者 10 組 15 人と、しまだ環境ひろば会員数人が参加しています。

平成 25 年度の共同区域の主な活動実績は次の通りです。

- 1 平成 25 年 4 月 4 日、聖母保育園児 20 人来園
- 2 5 月 菜種の刈取り作業



3 6月初旬 1週間 菜種の実出し作業

4 6月中旬 1週間 菜種の乾燥作業



5 6月下旬 今度は、大豆の苗場づくり作業

6 10月初旬 枝豆として収穫

7 10月社会福祉協議会 ふれあい広場で枝豆を原価斡旋

8 12月大豆で収穫・乾燥作業



9 1月 収穫した大豆で、手づくり味噌づくり

10 1月 個人用手づくり味噌 10kg 瓶の完成



今年度は、参加者が多く全部で 240kg の手づくり味噌を仕込みました。

◎活動名 ⑥小水力発電の研究と導入促進

●登録した活動内容

- 1 静岡県主催の「小水力等利用推進協議会」への参加
- 2 関係部署との情報交換
- 3 設置候補地の探索活動

●活動実績

東電福島第一原子力発電所の事故や、地球温暖化防止の見地から再生可能エネルギーの創出が注目されています。島田市は、全国でも有数の日照時間の長さや、大井川用水に恵まれ、「太陽光」と、「小水力」による発電は、大きな可能性を秘めています。

しまだ環境ひろばでは、特に「小水力発電」に着目し、平成 25 年度は次の様な活動に取り組みました。

1 「静岡県農業水利施設を活用した小水力等利用推進協議会」の正会員になり、協議会活動に皆出席し、意見具申しています。

7月9日(火) 平成25年度 第一回小水力技術セミナー・ワーキング出席

12月18日(水) 平成25年度 第二回小水力技術セミナー・ワーキング出席

12月25日(水) 富士宮市北山用水 小水力発電実証試験 現場見学会出席

2月12日(水) しずおか小水力発電フォーラム出席

3月19日(水) 平成25年度総会(最終回)へ出席

2 しまだ環境ひろば塾 「第3回 伊太小水力発電所と発電候補地を巡ってみよう」を、大井川土地改良区さんのご協力で10月20日(土)に市民19人で探索し、小水力発電の基本知識を学びました。



普段は入れない川口発電所構内を視察



発電を開始した伊太発電所内(地下)の見学

3 ブログ「はてなダイアリー」と、地域ポータルサイト「e コミュニティしまだ」に掲載中の「しまだ環境ひろばの日記」に、環境をテーマにした記事を毎日投稿し、“小水力発電”関連記事は一年間で25件に達しました。

4 市内小水力発電候補地を巡回し、写真集を編集しました。

5 「しまだ環境ひろば小水力発電情報交換会」を3回実施しました。



大井川用水の志太幹線



小水力発電情報交換会の様子

◎活動名 ⑦市民の環境意識向上のための広報活動

●登録した活動内容

以下の方法による環境問題・環境保全活動の広報

- 1 eコミュニティしまだ(地域交流ポータルサイト)での情報発信(毎日配信)
- 2 地域交流センター歩歩路の掲示版への掲示

- 3 広報しまだへの掲載
- 4 暮らし・いきいきフェアへの出展

●活動実績

しまだ環境ひろばでは、市民の環境意識の醸成や向上を目的に、いろいろな媒体を使って、次のような広報活動を精力的に実施致しました。

- 1 はてなダイアリー及びeコミュニティしまだ（地域交流ポータルサイト）に、「しまだ環境ひろばの日記」（<http://d.hatena.ne.jp/s-k168/archive>）をブログ登録し、環境問題・環境知識・環境活動・環境イベントなど、あらゆる方面の環境に関することを、毎日配信（3月31日現在 1353号）しています。
- 2 地域交流センター（歩歩路）の掲示板に、省エネ提案や市民塾の案内を掲示しました。
- 3 イベント開催には、必ず案内チラシを掲示し、市民に配布を行いました。
- 4 広報しまだや公共施設に、しまだ環境ひろば塾開催案内・環境イベント等を掲載しました。
- 5 平成 25 年 10 月 「島田市暮らし・いきいきフェア 2013」に出展し、生ごみの資源化についてアピールしました。
- 6 平成 25 年 10 月社会福祉協議会主催の「ふれあい広場」に出店し休耕田を活用した作物の地産地消をアピールしました。
- 7 イベントや各種会合では、島田市には、環境基本計画があることを必ず PR しています。



歩歩路の掲示板



イベント案内チラシ



暮らし・いきいきフェアでの様子



ふれあい広場での様子

◎活動名 ⑧しまだ環境ひろば塾の開催

●登録した活動内容

- 1 自然・ごみ・エネルギー・食生活をテーマとし、市民を対象とした年間10回程度の環境学習講座の開催

●活動実績

しまだ環境ひろばでは、市民の環境意識の向上を目的として、精力的に「市民環境塾」を開催しています。市民環境塾では、「市民が選んだ、しまだの里山 30 選をバスハイクしてみよう」、「秋の県民森づくり大作戦 里山づくりに参加しよう」、「里山の再生活動に参加しよう」、「新春 味噌の手づくり体験会」「親子でマイバックを作ろう」、「大井川用水をたどってみよう」、「なたね油の寄贈と、なの花の一生の話」等をテーマとした体験参加型の全9回の講座を開催し、合計 155 人の市民が参加しました。



里山づくりの様子



味噌づくり体験



(公社) 静岡県緑化推進協会・地元やらざあ会との共催で開催した里山の再生活動の様子

◎活動名 ◎生ごみ堆肥化の普及活動と生ごみ分別収集の調査・研究

●登録した活動内容

- 1 「さんさんボックス法」による生ごみ堆肥化の普及活動
- 2 生ごみの分別収集及び資源化の調査・研究

●活動実績

今や世界や日本の先端都市のごみ処理は、“ごみは出さない、燃やさない、埋め立てない”が潮流になっています。島田市では、燃えるごみは、田代環境プラザにて焼却処理をしていますが、燃えるごみの減量は、財政的にも重要課題になっています。現在、燃えるごみの減量対策として、環境市民団体がそれぞれの方法で生ごみの堆肥化を実施し普及活動をしています。しまだ環境ひろばでも、「さんさんボックス法」により、枯葉・糠・赤土を配合した床材を使って、生ごみで堆肥を作り、これを一般市民へ普及させようと活動しています。

しかし、大部分の市民に、生ごみ処理の自立化を望むことは難しく、近い将来、行政と協働して、生ごみの集中分別収集と資源化の方向に進めるよう、検討・研究活動（情報収集、意見交換会、先端都市の視察、仕組み研究等）を進めています。

平成 25 年度は次のような活動をしましたので報告します。

- 1 しまだ環境ひろばでは、企業で廃棄した箱をリユースして「さんさんボックス」を製作し、この中に床材と生ごみを入れて第一次発酵をしています。これを、枯葉や糠や壁土を規定量混ぜて床材を用意し、会員に配布しています。また、一次発酵した生ごみを、糠と壁土を規定量追加して二次発酵させて堆肥を作っています。



- 2 平成 25 年 10 月 5 日 (土)「くらし・いきいきフェア 2013」に出展「みなさん、生ごみの処理をもう一度考えてみませんか」の大看板を製作して市民にアピール。
- 3 御飯屋市民農園に、「床材保管と、二次発酵のための生ごみ処理用の小屋」を製作。他の方法による生ごみ堆肥化の実証実験も開始しました。



くらし・いきいきフェアでの様子



材料保管と、二次発酵のための生ごみ処理用の小屋

2 事業者の取組

2-1 富士食品工業株式会社 静岡金谷工場

1 会社概要

当社は、JTグループの食品事業を担う「テーブルマーク株式会社」のグループ企業として、『高核酸酵母エキス』等の天然調味料や優良原料を使用した抽出エキスなど、和洋中を問わず幅広くお使いいただける高付加価値調味料製品の開発・生産・販売に取り組んでおります。

静岡金谷工場は1990年10月に現在の場所（島田市牛尾1600-1）に竣工し、液体調味料の生産を開始しました。

2010年7月には粉体調味料を生産していた横浜工場を当工場内に移管統合しました。現在は従業員約280人で、市販用、業務用、加工用など様々な分野向けに、「世界の食文化と一人ひとりの笑顔のために」を基本理念として調味料を生産しております。

2 環境取組

当工場は2013年3月に島田市との間で環境保全協定を締結しました。そして、協定に基づき策定した環境保全計画書に従い、水質、騒音、振動、悪臭について協定値を遵守すべく日々努めています。また、当工場は以下のような環境活動に取り組んでいます。



工場エントランス風景

(1) 廃棄物の削減

- ① 廃棄物の分別徹底によるリサイクル率の向上
- ② 食品廃棄物の飼料化、肥料化等の再資源化の推進
- ③ 排水処理場から排出される脱水汚泥の減容化、肥料化等の再資源化
- ④ 生産計画と連携した原料調達による、賞味期限切れ食品原料の廃棄抑制

(2) エネルギー使用量（電気、LPG等）及びCO₂排出量の削減

- ① 不要な照明のこまめな消灯
- ② 空調機、除湿機の運転基準を定め、適切な運転による電気使用量の削減
- ③ LPGボイラーの台数制御などエネルギー効率を高める運転の実施



手前：排水処理場

排水処理場の脱水汚泥

奥：粉体工場棟とコジェネレーション設備

※コジェネレーション設備は重油ディーゼル発電機（720kw×2基）を設置。発生した熱は蒸気及び温水として回収。また、排水処理場の脱水汚泥はコジェネレーション設備で回収した熱で乾燥させて減容化している。

3 今後の取組

昨年、当工場は第1種エネルギー管理指定工場の指定を受けました。これにより、電気、LPGなど化石燃料使用量の一層の削減ができるように活動のレベルアップを図っているところです。また、当社はJTグループとしても環境活動に取り組んでいます。最新の環境法令のタイムリーな情報共有、定期的な環境監査など、法令遵守を中心とした環境管理を確実に実施しております。

当工場は、今後も環境保全活動を通して地域社会に貢献できるよう努力して参ります。

2-2 有限会社 和光商会（島田市伊太）

1 会社概要

弊社は、昭和53年4月総業以来“お客様のきれいにしたい”をサポートすることを使命として、“快適な環境づくり”のお手伝いを会社の基本理念として歩んで参りました。

まず社員には、日常の心がけとして健康で明るい職場環境を目指して！毎日の心がけとして5S運動を奨励しました。

- (1)整理・・・いらぬものは捨てる。
- (2)整頓・・・必要なものを必要なときすぐ使えるようにしておく。
- (3)清掃・・・常に掃除をしてきれいな職場にする。
- (4)清潔・・・隅や裏まで手をぬかすきれいな状態を維持する。
- (5)習慣「躰け」・・・きめられたルール・手順を正しく守る習慣を付ける。

平成11年5月法人化し新たに環境への取組を効果的・効率的に行うためにどうしたらよいか？あらゆる方向から試行・錯誤の結果、結論に達したのが、近年、様々な中小企業等が採用している環境マネジメントシステムであるエコアクション21に挑む事でした。

そして平成25年4月に、エコアクション21の認証・登録することが出来ました。

現在、環境方針を踏まえ環境目標を定め、社員一丸となって環境活動を展開し環境負荷の低減・環境にやさしい取組に日々努めています。



会社全景

2 環境に対する取組について

環境に対する取組は、事業活動のみでなく、お客様の立場にたったサポートまできめ細かく幅広く展開することで、地域・社会とのコミュニケーションを図っていきたくと考えています。

<環境方針>

【基本理念】

弊社は、建設業「塗装工事業」・清掃業・環境美化用品の販売を営む事業所として、常に環境の保全を意識して、環境に配慮した経営を進めることにより、資源循環型社会の構築に貢献します。

【行動指針】

- (1)地球環境保護のため、省資源・省エネルギー・リサイクル活動を推進します。
 - ①電力、ガソリンの使用量の削減により、二酸化炭素排出量を削減します。
 - ②廃棄物排出量を削減し、リサイクルを推進します。
 - ③水の使用量、配水量の削減を目指します。
- (2)化学物質の適正管理を目指します。
- (3)資材・備品購入の際、グリーン製品を優先します。
- (4)和光商会は、お客様のきれいにしたいをサポートします。

(5) 環境関連の法令を遵守いたします。

(6) 環境保全の意識を高め、環境活動レポートを公表し、地域社会とのコミュニケーション活動を積極的に行います。

【主な具体的な活動】

(1) エコドライブの実践。

(2) エアコンの設定温度、夏 28℃、冬 20℃。

(3) クールビズ・ウォームビズの実行。

(4) 両面コピーの使用・裏紙使用の徹底。

(5) お客様のきれいにしたいをサポート。

① 職場で不用になった清掃用具を無償改修。

② 回収した清掃用具は分別後、可能な限りリサイクル。

③ 希望により社員・職員・児童生徒に対して清掃について無料講習会を実施。



エコドライブの実践



両面コピーの使用・裏紙使用の徹底

3 行政の取組

資源回収とゴミ削減への取組

環境課では、資源回収とごみ減量及びリサイクルの推進を図るため、新たな取組の実施（1 古布類の拠点回収・2 小型家電の回収・3 生ごみ処理の実証実験）に向け、調査研究や体制づくりを行いました。

1 古布類拠点回収の開始に向けて

これまでの分別方法では、衣類を中心とする古布類は、燃えるごみと一緒に出して頂くようお願いしていましたが、平成 26 年度からは、古布類の拠点回収を試行的に実施することにより、燃えるごみの減量と「もったいない精神」の啓発を推進するとともに、焼却処理せず、アジア・アフリカ諸国へ提供し、資源の有効活用を図ることを目的としました。

【概要】

平成 25 年度は、平成 26 年 4 月 1 日から実施できる体制作りを行いました。

県内で古布回収を実施している先進市を視察し、メリット・デメリットの調査を行いました。また、ボックスの設置箇所の選定、回収物の選定、回収方法・売却先の選定、自治会及び環自協委員への事前説明等を実施しました。

【対象品目】

- 衣類（人が着用するもので、家庭から排出されるもの）
ベビー服・子供服・靴下・綿入りの服・革製の衣類（ジャンパー等）・ダウンジャケット・スキーウェア・帽子・着物・帯
- 白シーツ・タオル・手ぬぐい・カーテン
- ベルト・ハンカチ
- トイレマット・キッチンマット・便座マット・ランチョンマット・のれん

※回収できない物

- 靴類・足袋・手袋・傘・カバン類・布団・マットレス・毛布・カーペット・枕・ぬいぐるみ・事業活動で出たもの等
- 濡れたもの、破れたもの、汚れのひどいもの、臭いのひどいもの、ペットの臭いが付いたもの

【設置箇所】

回収ボックス設置箇所（下記 6 箇所）	
①旧清掃センター	④初倉公民館
②田代環境プラザ	⑤金谷夢づくり会館
③おおるり	⑥川根チャリム

【回収方法】

職員（収集作業員）による、不定期回収を行います。

【処理フロー】



【回収ボックス設置写真】



プラザおおり



金谷公民館「みんくる」

【今後の課題】

平成 26 年度の実績を踏まえ、拠点回収箇所の拡大や回収物の拡大を図っていきますが、事業の拡大を図ることにより、回収業務の委託化も合わせて検討していく必要があります。

※参考※ 回収実績（平成 26 年6月まで）：単位：Kg

月	4月	5月	6月	合計
回収量	2,450	4,410	2,920	9,780

2 小型家電の回収とリサイクルに向けて

国の施策である都市鉱山からレアメタルを回収し、輸入に頼らず国内処理を目指すことを目的とした「小型家電リサイクル法」が平成24年8月に施行されました。島田市でも、施行に基づき、資源の確保に努めることを目的とし、平成26年4月から小型家電の回収を開始します。

【取組の経緯等】

平成25年度には、国及び県が示すガイドラインをもとに、対象品目の選定、市民に負担をかけない排出方法、回収手段、回収した小型家電の処理方法等を検討しながら、モデル地区の情報や他市との意見交換を実施しました。

その結果、市民が小型家電を出す場合は、これまでと同様に地域の集積所の燃えないごみ（金属類のコンテナ）に出す事になりますが、行政回収した小型家電を認定業者に有価で売り、買取った業者は、リサイクルを実施することにより資源の確保を図ります。また、これまで燃えないごみ（金属類の黒コンテナ）に出すことができなかったパソコンや携帯電話につきましても、地域のごみ集積場に出すことができることになりました。

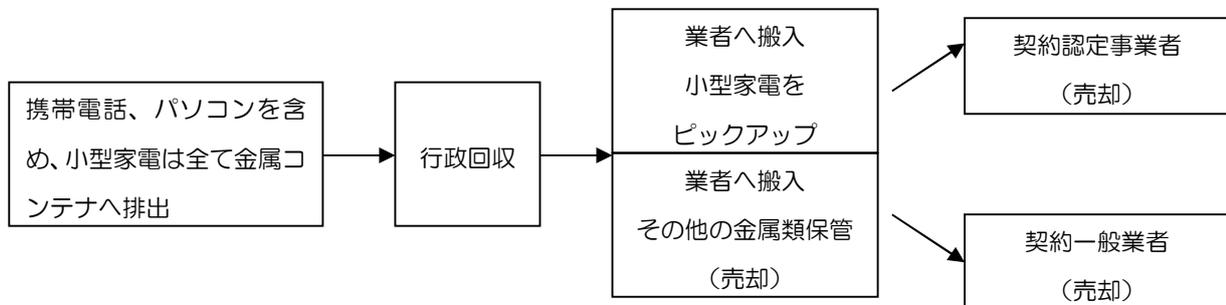
ただし、パソコンや携帯電話については、自己責任において、個人情報データの消去をしたもの限り、ごみ集積場に出すことができますので、個人情報の漏洩が御心配な方は、これまでのようにパソコンは製

造メーカーでのリサイクル、携帯電話は販売店へのリサイクルをお願いすることとなります。

【代表的な小型家電】

デジタルカメラ・ビデオカメラ・電子レンジ・電気掃除機・ジャー炊飯器・ラジオ・電卓・電子辞書・携帯電話・パソコン・電子血圧計・映像用機器等

【処理フロー】

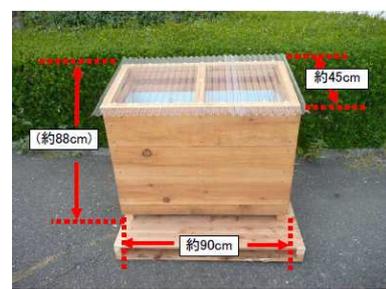


3 生ごみ処理の実証実験

家庭ごみの中には、食材から発生する生ゴミが占める割合が多いことから、生ごみ処理器等を購入した方への補助金制度を設けていますが、更なる生ゴミの減量を推進するに当たり、処理方法の一つである「キエーロ」の実証実験を平成 26 年度に実施するための準備検討を平成 25 年度に行いました。

【概要】

「キエーロ」とは、神奈川県葉山町在住の松本様が研究開発した生ゴミ処理容器の一つで、従来の生ゴミ処理容器とは違い、減容化・資源化をするのではなく、土の中の微生物の働きにより完全に生ゴミを削減させる手法で、臭いの発生が無く、虫も湧かず、低コストで処理が出来るというものです。全国でいくつかの自治体が入り込んでいますが、当市では、平成 26 年度に 20 世帯を対象にモニター実験をお願いし、データ結果を元に平成 27 年度からの普及活動に繋げていきたいと考えています。平成 25 年度には、モニター用ボックスの作成や 20 人のモニターの募集、また環境課職員が実際に使用し日々の効果を検証したりしました。



環境課（旧清掃センター）に設置したキエーロ